

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2011-218760(P2011-218760A)

【公開日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2010-93235(P2010-93235)

【国際特許分類】

B 41 J 19/18 (2006.01)

B 41 J 11/42 (2006.01)

【F I】

B 41 J 19/18 K

B 41 J 11/42 L

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクを吐出する被印刷体に印刷する印刷ヘッド、及び前記印刷ヘッドを載置するキャリッジを有して被印刷体の第1の領域及び前記第1の領域と異なる第2の領域を印刷する印刷部と、

前記被印刷体を第1の方向に搬送する第1搬送部と、

前記第1の方向と直交する第2の方向に前記キャリッジを搬送する第2搬送部と、

前記第1の領域の印刷を終了する印刷終了位置から前記第2の領域の印刷を開始する印刷開始位置まで前記キャリッジを搬送する搬送パターンを所要時間に基づいて決定し、前記第2搬送部により決定された搬送パターンで前記キャリッジを搬送させる制御部と、

を備えることを特徴とする印刷装置。

【請求項2】

前記印刷部が前記第1の領域を印刷した後停止する待機位置から前記印刷開始位置までの前記キャリッジの搬送距離が所定距離以上である場合は、前記制御部は、前記印刷終了位置から前記印刷開始位置までの前記キャリッジの搬送速度を、前記所定距離よりも短い距離を搬送するときの第1搬送速度よりも速い第2搬送速度とする請求項1に記載の印刷装置。

【請求項3】

前記制御部は、前記搬送距離が前記所定距離よりも短い場合は、前記所定距離よりも長くなるように、前記キャリッジを、前記印刷終了位置を超えて搬送した後、前記印刷開始位置まで前記第2搬送速度で搬送する請求項2に記載の印刷装置。

【請求項4】

前記制御部は、前記印刷終了位置から前記印刷開始位置までの前記キャリッジの搬送速度を前記第1搬送速度で搬送した場合と、前記キャリッジを前記印刷終了位置より超えて搬送した後に前記印刷開始位置まで前記第2搬送速度で搬送させた場合との、それぞれの場合の所要時間を算出し、所要時間の短くなる搬送パターンで前記キャリッジを搬送させる請求項3に記載の印刷装置。

【請求項5】

前記制御部は、前記搬送距離が前記所定距離よりも短い場合は、前記待機位置から前記印刷開始位置まで前記第1搬送速度で前記キャリッジを搬送させた場合の所要時間と、前記第1搬送速度と前記第2搬送速度とを組み合わせて前記キャリッジを搬送させた場合の所要時間とを算出し、所要時間が短くなる搬送パターンで前記キャリッジを搬送させる請求項2に記載の印刷装置。

【請求項6】

前記制御部は、前記搬送パターンにおいて前記キャリッジの搬送方向を反転する反転動作を行う場合は、前記反転動作に要する時間を含む前記所要時間を算出する請求項5に記載の印刷装置。

【請求項 7】

前記制御部は、前記印刷終了位置が前記第2の方向において前記第2の領域と重なる場合は、前記第2の領域の両端側の各々を前記印刷開始位置とした場合について、各々の搬送パターンでの所要時間を算出し、所要時間が短い印刷開始位置および搬送パターンを選択する請求項5または6のいずれか1項に記載の印刷装置。

【請求項 8】

被印刷体の第1の領域を、印刷ヘッドを載置したキャリッジを移動させて印刷し、前記第1の領域の印刷を終了する印刷終了位置から前記第1の領域と異なる第2の領域の印刷開始位置まで前記キャリッジを搬送する搬送パターンを所要時間に基づいて決定し

前記第2の領域を印刷することを特徴とする印刷方法。